

(令和2年3月第2回常任委員会書面審議決定)

いちご一会とちぎ国体矢板市宿泊基本計画

1 基本方針

「いちご一会とちぎ国体」に参加する国体関係者の宿泊については、県、県内市町、関係団体等との連携により必要となる宿泊施設、宿泊室数を確保したうえで適切な配宿を実施するものとする。

2 基本計画

(1) 宿泊施設

ア 国体関係者のための宿泊施設は、原則として市内の旅館、ホテル等を利用する。

イ 市内の旅館、ホテル等だけで国体関係者の配宿が困難と見込まれる場合は、近隣市町の旅館、ホテル等の活用を検討する。

ウ 宿泊施設の選定の際は、当該宿泊施設の意向を最大限尊重するとともに、市にもたらず経済効果を考慮するものとする。

エ 風紀上、衛生上又は安全対策上の理由により国体関係者のための宿泊施設として適当でないと認める施設は、宿泊施設として選定しない。

(2) 配宿方法

ア 国体関係者の配宿業務は、県及び県内市町の共同で設置する合同配宿本部で実施する。

イ 合同配宿は、県及び県内市町の適切な役割及び費用分担のもと実施する。

ウ 配宿に際しては、県と連携し旅館等からの提供室数の確保に努めるとともに宿泊予定者数の把握に万全を期し、競技会運営に支障のないように留意する。

エ 選手、監督等への宿泊施設の割り当ては、競技の特性等に配慮し実施する。

(3) 宿泊料金

ア 国体関係者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会で決定したものを適用する。

(4) 食事

ア 国体関係者に提供する食事は、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、豊かな自然と良質な水に育まれた栃木県産の様々な食材を取り入れ、郷土色豊かなものとする。

イ 食事メニューは原則として県が作成する標準献立を利用するものとし、

事前に講習会を開催し標準献立の普及を推進するものとする。

ウ 昼食弁当は、別に定めるいちご一会とちぎ国体矢板市弁当調達業務実施要項に基づき、調達及び斡旋を行う。

(5) 接遇

ア 国体関係者への心をこめたおもてなしを実施するため、宿泊施設従業者等の接遇向上に努める。

イ 国体関係者の宿泊施設と競技会会場、練習会場、J R矢板駅間の移動の便宜を図るため、別に定めるいちご一会とちぎ国体矢板市輸送基本計画に基づき輸送業務を実施する。